

平成 30 年 1 月 26 日

内閣府政策統括官（防災担当） 殿

（団体）

日本司法書士会連合会

東京都新宿区四谷本塩町 4 番 37 号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令案に関する意見

【意見内容】

改正案に賛成する。

【理由】

災害援護資金貸付制度は被災者の生活再建に寄与する制度であるが、東日本大震災の被災地ではこの制度を利用するまでに至らず、生活再建のスタートラインにすら立つことができていない被災者が多数いるのが実情である。

仮設住宅やみなし仮設住宅の供与期間の終結により新たな生活拠点を求めざるを得ない被災者の中には、これから生活再建へ向けて動き出すために、この災害援護資金貸付制度を利用する需要が少なくないと考えられ、この動きは平成 30 年度においても継続するものと予測される。

よって、改正案のとおり、適用期間を 1 年間延長することに賛成する。

なお、本改正案に基づき適用期間が延長された後は、本制度がより被災者に利用されるよう制度広報がなされ、また返済時に被災者に過度な負担が生じないよう制度内容が適切に周知されることを求める。